

インターネットが原因で、 裁判になった事例もあります

いじめを受けていた中学2年の男子生徒が自殺した問題で、無関係の女性や男性が、いじめをしていた少年の親族であるとしてインターネット上に写真や個人情報などが掲載されました。その書き込みは短期間で拡散され、別人であるにもかかわらず自宅や勤務先などの関係先に脅迫電話が殺到しました。

いじめをしていた少年の母だと書き込まれた被害者が損害賠償請求の訴訟を起こし、書き込んだ女性に対し165万円の損害賠償の支払いを命じる地裁判決が出されました。別の地裁でも、いじめをしていた少年の祖父だと書き込まれた被害者が損害賠償請求の訴訟を起こし、書き込んだ男性が被害者に165万円を支払う和解をしたという事例があります。



加害者にも被害者にもならないために…

忘れてはならないのは、パソコンやスマートフォンなど、インターネット端末の向こう側には、私たちと同じ人間がいるということです。現実社会でマナー違反となることは、インターネット上でもマナー違反となります。

インターネット上には、裏付けも取っていない無責任な情報、あるいはもともと人をだますことを目的とした偽情報までがアクセスしやすく、かつ、もっともらしい状態で溢れています。そんな情報に、騙されない、踊らされない、加害者にならないためには、ネット上で得た情報を正しく理解・取捨選択し、活用することができる能力を身に付ける必要があるのではないでしょうか。

● 相手を傷つけないために ●

- ◎ 悪口や差別的な内容は書き込まない
- ◎ 他人の書き込みに便乗し、エスカレートさせる書き込みはしない
- ◎ うわさ話は書き込まない
- ◎ 他人の個人情報を勝手に書き込まない
- ◎ インターネット上の情報はすべてが正しいとは限らないと心得る

● 自分自身を守るために ●

- ◎ 書き込んだ内容（自分の写真など個人情報）は世界中に拡散する可能性があることを認識する
- ◎ 自分の個人情報を安易に書き込まない
- ◎ 怪しいサイトには近づかない
- ◎ IDやパスワードは書き込まない

※人権特集は、人権週間（12月4日～10日）にちなんで、毎年12月号に掲載しています。
お問い合わせは、人権啓発広報委員会（☎880-6569）まで

インターネットによる 人権侵害

インターネットの利便性が高まり、利用者が増加し続ける一方で、インターネットに関連した人権侵害が数多く発生しています。

【インターネット上の人権侵害の特徴】

加害の容易性	誰でも簡単に書き込みができ、本人の意図にかかわらず加害者になることもある。デジタルデータであるため、コピーや画像合成も簡単にできる。
匿名性	匿名での書き込みが可能のため、内容が悪質なものになったり、根拠のない情報が流布されたりしやすい。被害者が加害者を特定することが難しいため、被害者の精神的な不安や負担が大きい。
被害の拡散性	一度ネット上に掲載されると、世界中から閲覧可能になる。内容が別サイトに次々とコピー・転載され、短期間に大量のデータが世界中に広がる可能性がある。
被害の回復の困難性	情報の発信者・サイト管理者が特定できないと、削除要請が困難となる。拡散されるとすべてのコピーの削除が困難になる。削除されない情報は半永久的に掲載され、被害を出し続ける。

【問題事例】

差別表現	特定の対象の人々に対する差別をあおったり、偏見やマイナスイメージを広げたりする書き込み
誹謗中傷	根拠の有無にかかわらず、他人の名誉を傷つけ、おとしめる書き込み
個人情報の流出	名前・電話番号・住所・メールアドレスなど、個人を特定できる情報を流出させる書き込み
プライバシーの侵害	他人に知られたくない写真・動画などの掲載
その他	児童ポルノ・嫌がらせメール・ネットいじめ など

Aさんの場合…

インターネット上の掲示板に、個人を特定できる記載をしたうえで「職場で迷惑な存在である」などと誹謗中傷する書き込みがされているとして法務局に相談をしました。



Bさんの場合…

インターネット上の掲示板に自己の氏名や年齢とともに、過去の経歴などが書き込まれ、精神的な苦痛を被っているとして法務局に相談をしました。

